

## 第17回人権研究集会 第4分科会 ニュースにみる、女と男の現在(いま)

3月6日、「第17回泉佐野市人権研究集会」の第4分科会(男女共同参画)で、ジャーナリストの細見三英子さんによる講演と3人のパネラーによるパネルディスカッションを実施しました。

### パートI ニュースにみる、女と男の現在(いま)

パートIでは、最近のニュースから「夫婦別姓の選択、認められず」「女性の再婚禁止期間6ヶ月は違憲」「SMA P謝罪会見」「ベッキー不倫騒動」を取り上げ、ニュースの背景や社会的な意味・意義について解説していただきました。

約120年前の明治時代に作られた民法750条では「夫婦は夫または妻の氏を称する」と規定されていますが、実際には96%が夫の姓を名乗っています。この問題の背景には、女性が名字を失う喪失感、実家のお墓の心配、それまで築いてきたキャリアに不利、事実婚の場合の子どもの姓など様々な課題があり、長らく女性にとって「憂鬱のタネ」であったということです。

「女性に著しい不利益をもたらす民法750条は憲法24条(両性の平等)違反」との訴えに対する最高裁判決は、「違憲ではない」というものでしたが、併せて「この問題は国会が議論して改正すべきである」という判断が示されました。判決で、「違憲」と判断した判事は15人中5人。5人のうち3人は女性で、あとの2人は弁護士出身者だったそうです。「姓を変える痛みを経験した女性と社会の動きに敏感な人が、違憲という判断をした」と話す細見さんの言葉が、胸に響きました。

最後に、「たかが名字、されど名字です。女性の中には、夫の名字に変わりたいという人も当然います。それはそれでいい。でも別姓にしたいという人には、その選択肢を保障してほしい」「120年前にできた結婚に関する考え方が、国際婦人年で大きく揺さぶられ、そして2015年に岩盤にちょっと穴をあけた。引き続き見守っていく必要がある」「みなさんに一番言いたいのは、結婚時に、名前をどうするか話し合える関係であってほしいということです」と、力強く締めくくられました。

その他の3つのテーマについても、人権・男女共同参画の視点やメディアを主体的に読み解く視点から、鋭くそしてユーモアを交えて語ってくれました。



### パートII みんなで広げよう！人権・男女共同参画の輪 パネラー

井岡 圭司さん(泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会委員)

枘谷 昌子さん(泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員)

村田 恵子さん(泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員)

コーディネーター

細見 三英子さん

(ジャーナリスト・泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員長)

#### 井岡さん

○仮に女性の就業率が男性並みになると、日本のGDPは10%以上アップするという試算もある。男性がもっと育児休暇を取るようなしくみも必要だと思う。

○行政はこれまでの取組や、それによる効果を数値化して、もっと市民に示したらいい。「ああ、泉佐野市は本気や」と伝われば、取組も広がっていくのではないかな。

#### 村田さん

○子どもが3人いて下の娘は22才。様々な人がいますが、女の子は強くなりリーダーシップがあり、逆に男の子は「草食系」でかわいらしい子も増えている。女の子だからこうとか、男の子だからこうと決めつけしないで、本人が責任を持って進んでいくなら認め、応援したいです。

#### 枘谷さん

○夫が病気なので、私が外で働き、夫が家の事をしてくれている。掃除にしても台所の片付けにしても、夫の方が上手なくらい。「できる者ができる事をする」のが「男女共同参画」ではないか。誰でも年を取るし、老後どうなるかわからない。だから家事もして、洗濯物も取り込んで！高齢者も男女共同参画を実践していきましょう。

#### 細見さん

○現在泉佐野市では、男女共同参画推進条例(仮称)の制定に取り組んでいる。条例は自治体がつくる憲法のようなもの。みなさんのパワーを結集して、泉佐野の男女共同参画、そして男女共同参画条例を盛り上げていただきたい。

第4分科会は、実行委員会加盟団体である「いずみさの女性センターネットワーク(IWN)」のみなさんが、司会、受付、会場整理等を務め、市民と行政の「共同参画」で実施しました。ご協力ありがとうございました。

